

令和7年度第2回茅ヶ崎市みどり審議会 会議録

議題	<p>1 「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」期末評価の考え方について</p> <p>2 第4回自然環境評価調査 調査結果（速報）について</p> <p>3 その他</p>
日時	令和8年3月17日（火）午後1時30分～午後2時45分
場所	茅ヶ崎市役所 分庁舎5階 E会議室
出席者氏名	<p>委員</p> <p>一ノ瀬委員（会長）、荒井委員、岡田委員、萩原委員、岡本委員、久保田委員</p> <p>欠席委員</p> <p>小谷委員</p> <p>事務局</p> <p>都市部</p> <p>深瀬部長</p> <p>都市部景観みどり課</p> <p>高山課長、横田課長補佐、白濱主査、藤沼主任、北澤主任、横井主事</p> <p>環境政策課</p> <p>森課長補佐、松本課長補佐</p>
会議資料	別紙のとおり
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数	1人

○会議の開催にあたり、事務局から次のとおり報告があった。

- ・委員の過半数が出席しているため、審議会規則第5条に基づき、本会議は成立していること。
- ・会議の内容は公開とすること。
- ・会議については会議録作成及び公表のため録音されること。

議題1 「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」期末評価の考え方について

○一ノ瀬会長

本日報告事項が2件とその他となっております。

まず議題1「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」期末評価の考え方について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、議題1「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」期末評価の考え方について」説明します。

資料1-1及び資料1-2をお手元に御用意ください。

説明はスライドを用いて実施します。

まず、期末評価の目的から御説明します。本計画の期末評価については、

- ・計画期間を振り返り、施策の効果を検証すること
- ・次期計画策定に向けて、現行計画から改定を要する点を抽出すること

この2点を目的として実施するものです。

また、本計画は、令和元年度から令和10年度を全体の計画期間としており、当初は計画期間の前期と後期の2回の評価を行う予定でございましたが、自然環境評価調査の実施時期を延期したことや、評価結果を次期計画へ反映させるため、令和8年度に期末評価を実施することとしております。

このため、期末評価の対象期間は、本計画の開始年度から令和7年度までとして実施します。

次に、評価書の構成について御説明します。資料1-1 2ページを御覧ください。

項目1から3までにつきましては、計画の位置づけや施策の枠組みといった基本的事項の説明になっておりますので、この場での説明は割愛いたします。

本日御説明する部分は、「4 基本方針ごとの振り返り」となります。

6ページを御覧ください。イメージとして、基本方針1の部分を作成しました。

基本方針ごとの指標を示しております。

続けて、9ページを御覧ください。基本方針に対する自己評価となります。

自己評価の実施に当たっては、各事業を所管する担当課かいへの照会やヒアリングを通じ、

- ・施策の取組実績
- ・重点的に取り組む事業の進捗状況
- ・取組の効果
- ・課題等

について、計画期間中の社会情勢による影響を踏まえつつ、基本方針ごとに施策の振り返りを行います。

続けて1ページめくりまして、10ページから12ページについてです。毎年度作成している担当課からの報告をもとにした進捗状況に相当する部分を各基本方針毎に間に綴じこみますので、参考としていただければと思います。

次に、評価の進め方を御説明します。

期末評価については、事務局で作成した自己評価に対し、個別の施策ごとではなく3つの基本方針ごとに評価をいただきたいと考えています。

委員からのご意見につきましては、

- ・計画の指標は適切だったか
- ・施策の方向性は適切だったか
- ・社会情勢の変化に対応できているか

等の観点から、基本方針全体に対する御意見や施策に対する御意見をいただけますようお願いいたします。

なお、令和6年度の第3回審議会で御説明したことと同様ですが、審議会における皆様からの御意見を取りまとめ、審議会としての評価を御審議いただき、審議会からの答申とします。

以上が皆様にお願ひする評価の方法に関する御説明となります。

次に、期末評価結果の計画改定への反映について御説明します。

計画の改定にあたっては、期末評価における自己評価及び各基本方針について、審議会から頂いた御意見を踏まえ、現計画において設定した施策について、事業の進捗を踏まえ、既存の施策の継続・拡充、手法の見直しまたは統廃合といった見直しを実施してまいります。

続きまして、スケジュールについて御説明します。

令和6年度第3回審議会において、令和8年度の中頃には期末評価の自己評価をお示しすると御説明したところですが、特に基本方針3の進捗を測る指標であるアンケートを夏頃に実施する都合上、基本方針3に係る自己評価をお示しできるのはアンケートの結果とりまとめ以降となる見込みです。

来年度の審議会スケジュールについて御説明します。

第1回審議会で基本方針1について御意見をいただく想定しております。

なお、この際にアンケートの項目について事務局から案をお示ししますので、御審議いただきます。

同様に、第2回審議会で基本方針2について、アンケート結果を集計しお示しします。

第3回審議会で基本方針3について御審議いただき、全体の総括を行い、期末評価を終了する予定です。

今年度にアンケートを実施するスケジュールの関係上、自己評価のすべてを年度の早い段階でお示しすることはできない状況にありますが、毎年度作成している年次報告書の記載事項は、来年度早々に取りまとめることから、第1回審議会においてお示しする予定です。

議題についての説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。

期末評価については前回の審議会でも議題になりました。

特に5ページ目、施策の体系で、基本方針が大きく3つの部分に分かれています。基本方針がオレンジ、青、黄色で色分けされています。

これらについて、この3つのまとまりで審議会として最終的に意見をまとめることになります。実際には、その中に施策で、例として御紹介いただいた基本方針(1)の中に12の施策がありますので、いただく資料としては後ろの方に施策1から施策12までが付いてくるようなイメージということになります。

最終的には13ページに付いているものを審議会からの意見としてまとめていきます。

スケジュールについては、先ほど御紹介いただいたとおり、次回が開催が7月ですので、その時にまずは最初の基本方針1について示されるということになります。

では、議題1について、御質問御意見等ありますでしょうか。

私から基本方針3について質問です。

スケジュールで、来年度の最後3月に期末評価について答申となっておりますが、これはその時に御説明いただいて基本方針3の部分も入れて答申までまとめることになりますか。

○事務局

現在のところ、基本方針3についての御審議は、第3回審議会において行っていただきまして、その内容を取りまとめて答申とすることを基本として考えております。

ただ事業の進捗によっては、必要に応じて追加の開催なども検討して参りたいと考えています。

○一ノ瀬会長

では、例えば次回は期末評価について諮問がなされて、基本方針1について議論をすると思いますが、その1回の審議会の中で、文章作成までの議論をするということになるのでしょうか。審議会でも議論したことを文言にしないといけませんので、作業の流れはどのように考えていますか。

○事務局

事務局から補足させていただきます。

来年度のスケジュールとしましては、資料1-2を見ていただきますと審議会開催を示す星印で方針が3つあります。

それぞれの会議で、期末評価で方針1、方針2、方針3を議論していただきます。こちらには記載していませんが、必要に応じて書面会議での開催をさせていただいて、答申としましては令和9年度に入ってから取りまとめした上で、答申いただくようなスケジュールで考えております。

○一ノ瀬会長

最終的には年度を越えてということでしょうか。

○事務局。

はい。

最終的には令和9年度の一番最初に答申いただくようなイメージで考えております。

○一ノ瀬会長

はい、わかりました。

○荒井委員

御説明ありがとうございました。

進め方で理解が進んでないところがあります。諮問がなされると思いますが、私たちはその前にデータなどをいただいて意見を紙ベースで書いて、提出とかではなく、この場で意見を言ってまとめていただくという感じでしょうか。

以前は紙ベースで意見を書いてそれを提出した時もあったと思いますが、そのあたりも決まることがあれば教えていただけますか。

○事務局

事前に資料をお配りしまして、審議会の場で御発言いただいて事務局の方で取りまとめしたものを御提示させていただき、内容をご確認いただくことを考えております。

基本的に会議の場で御意見をいただき、事務局でいただいた御意見を文面化することを考えております。

○荒井委員

ありがとうございました。

○一ノ瀬会長

他にはいかがでしょうか。

○岡田委員

今の説明で理解ができたと思います。

気になるのが令和10年で終わり、その次から新しい計画になると思います。

見直しをして新しい計画の作成をしたいと思います。今期の結果を踏まえて、新しいものを作らないといけないので、スケジュールや段取りなど教えていただきたいと思います。

○事務局

先ほど御説明した期末評価におきましては、令和8年度から令和9年度に差しかかるような形になります。

改定におきましては、令和8年度末あたりから改定内容の整理を行った上で、実際の着手としては令和9年度から少し期末評価と改定の作業が重なるような形で、令和9、10年度にかけて改定作業を行い、現時点では令和10年度末に改定を考えております。

○岡田委員

令和9年度から次期への改定が始まるということですが、進捗段階で内容について委員へのフィードバックはありますか。

また、その時々でどういう進捗になりますか。

○事務局

補足で資料1-2を用いて現時点の全体のスケジュールを御説明します。

A3の資料1-2を御覧ください。

まず一番上が全体のスケジュールになります。令和7年度、令和8年度にかけて期末評価を行い、令和8年度末から令和10年度末にかけて改定を行う流れで考えております。

細かいところにつきましては、その間に期末評価においての諮問、答申、改定においての諮問、答申が2段目の行に書かれております。

皆様に審議していただく検討会議が、上から3段目のところにおおよその会議開催時期を星印でお示ししております。

みどりの基本計画の関連計画としましては上位計画になりますが、表の一番下の関係計画欄に都市マスタープランについても、令和11年度の8月ごろに改定を考えております。

その他に立地適正化計画も同じタイミングで改定をする予定です。

また、景観計画におきましても連携した形で令和10年度末あたりの改定を考えております。

令和9年度に上位の都市マスタープランや、立地適正化計画の中のみどりの部分におきましても結構絡んでくる場所があります。

そのようなところは関係計画と連携した形で令和9年度改定作業の方を進めていきます。

また、当然改定作業の中で事業の実施状況をフィードバックしながら進めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○一ノ瀬会長

先ほどお話があったように、令和9年度の当初に最終的に答申をするということですが、ただその下に改定内容の議論とありますので、並行して改定も見据えながら議論を

していくことになると思います。

みどり審議会の開催時期が星印で示してありますので、それと先ほど御紹介があった都市マスタープランの改定と立地適正化計画も、これはこの審議会ではありませんけれども、並行して動いています。多分そちらのいろいろなデータについても必要なものは情報提供いただけると思います。

こちらの報告書の話に戻りますと、前回の審議会でも話したように、10年以上前の評価を担当された委員の方はほとんど残っていらっしゃいませんが、当時は施策ごとに意見をするような形を確かとった記憶がありますが、かなり大変でした。

今回は先ほどお話したように、この基本方針ごとに自己評価が出てきてそれに対してコメントします。

ただ御承知のように、この中にはいろいろな項目があります。例えば、公園のみどりもあれば、河川のみどりもあり、いろいろなものを見ているので、どうしても場合によっては、個々のものに触れながらコメントすることになると思います。

先ほど事務局から御紹介あったように、事前に資料は皆さんのお手元に届くはずですので、それを事前に見ていただいて、少し審議会に来るまでに考えていただいて、御意見をいただけると良いと思います。

事務局の方である程度みなさんの御意見をまとめた上で、文章案を作っていくことになるかと思うので、大体そのような流れでそれを3回行うということになります。

よろしいでしょうか。

では、最初の議題については以上とさせていただいて、次は議題2 第4回茅ヶ崎市自然環境評価調査 調査結果（速報）について事務局より御説明をお願いします。

議題2 第4回茅ヶ崎市自然環境評価調査 調査結果（速報）について

○事務局

それでは議題2 第4回茅ヶ崎市自然環境評価調査 調査結果（速報）についての御説明します。

資料2をお手元に御用意ください。

議題2、今回の評価調査の結果について簡単ながら御説明します。

今回第4回茅ヶ崎市自然環境評価調査を実施いたしまして、お手元に用意いたしました資料はその概要報告の一部から抜粋したものになります。

今回調査した対象エリアの中で発見された指標種の一覧表がまず前半についておりまして、後半部分は、指標種調査を実施しましたモニタリングエリアごとの各地の評価について、簡単に概要説明をしているページです。

まず、自然環境評価調査について簡単に御説明を加えさせていただきます。

こちらの自然環境評価調査は、茅ヶ崎市内にある自然環境の保全を進める施策を行っていくにあたり、市内でもどこが大切で、どこにどういった自然があるのか、共通の「ものさし」を用いて、誰にでもわかりやすく理解できるように評価をするところに主眼を置いて作られた調査になります。

平成15年から17年に第1回調査を行いまして、その後約5年ごとに調査を継続して実施しております。

今回は第4回の調査にあたります。

調査の内容としましては、これまで同様に、特に重要な自然環境を有する地域のモニタリング調査を実施しました。調査体制は市民調査員の方を主体に置きまして、学識者や、地域の専門家、それから事務局として、市景観みどり課と、委託業者が参加をして、事務局で組織の運営を行い、フィールド調査は市民調査員が中心となって実施をいたしました。

調査の対象は全地域の全種調査ではなく、比較的良好な自然環境が残されている9地区を対象に、指標種と呼ばれる種に絞って実施しております。

この指標種は茅ヶ崎市らしい自然環境を代表する種であり、樹林、草地、水辺、海岸の環境区分に合わせて、その環境区分の中で特徴的な種を市が選定したものです。

今回の第4回では、概ね第3回調査で選定した種を踏襲する形となっておりますが、近年の傾向に合わせて一部、種の入替えを実施したり、あるいは対象から外すことも行いました。

調査期間は令和5年12月から令和7年の10月の概ね2年間という形になっております。

お手元にお渡しした一覧表、並びに各地の調査結果及び考察を簡易的にまとめたページにつきましては、今後市で発行する調査の概要報告書に掲載予定となっております。

概要報告書につきましては、今御説明した、評価調査とは何かといったところから、これまでの調査の経緯や、今回の調査から見える第3回調査と比較した内容、それからこの結果をどう今後の施策に活かしていくのかということがまとめられた内容となっております。

これはただいま編集作業を進めておりますので、3月中に原案を完成して、来年度に入ってから皆様のお手元に届くような形になる予定です。

今回の調査の結果について、概ねの傾向を述べますと、調査対象とした9地区におきまして、全体の傾向としては、指標種の発見種数としてはほぼ横ばいですが、特定の環境区分の発見種数が落ちてきているところが散見されました。

特に、草地環境に生息・生育する種の確認種数が落ちてきているところが多く見られ、柳谷、清水谷、長谷ではその傾向が顕著に見られております。

この原因としましては、調査員の皆様から寄せられた御意見を参考にしますと、例え

ば草地の管理方法の変化や、環境そのものが草地から樹林化へ進行して樹林に寄った形になってきているなど、様々な御指摘をいただきました。

その中でも原因がはっきりしておりますのが、長谷につきましては、前回の第3回調査から第4回調査の間に、一部、長谷の中で特に特徴的な貧栄養の草地環境を有していた場所が、造成工事によって失われました。そのため、特徴的な環境が失われたことによって、種数が落ちたことがはっきりしております。

管理方法につきましては、具体的に申し上げますと管理のしすぎです。例えば草丈を短く刈りすぎることや、植物本来の生育サイクルに配慮をするべきところでありしていないのではないかといった御指摘をいただいております。

その他、樹林環境については、概ね横ばい傾向のところが多く見られました。

また、今回の9地点の他に水域の調査も前回同様実施しています。

水域については、今回特徴的に見られたのが海域と淡水域を行き来する、通し回遊性を持つ種が、確認種数としては多く見られたことです。

これは海との連続した環境が比較的良好に保たれていることを示すのではないかといい結果になりました。

全体的に横ばいから少し管理環境によっては指標種の数落ちてきているところが多く見られていますが、その反面、赤羽根十三区は、すべての環境指標区分の指標種の発見種数が伸びております。

これについては、赤羽根十三区の中で取り組まれている市民活動による保全活動に加えて、隣接するゴルフ場の維持管理の状況が大変自然環境に配慮したものであり、隣接する緑地との連続性の相乗効果で、生き物にとって良い環境が保たれているのではないかといい御意見をいただいております。

市ではこれらの結果を受けまして、みどりの基本計画や環境基本計画といった各種計画の進捗の確認など施策への活用、それからモニタリングエリアにおける保全のあり方の見直し、市以外が管理者になっている各地の管理者の方への情報共有などを行いまして、保全の推進に繋げていく予定です。

併せて、この調査の意義を次の世代に伝え、続けていくことが今回の調査でも課題として指摘をされました。

こちらの調査の活用と併せて、この調査を続けていける体系・体制づくりに努めていくことが今後の大きな取り組みの1つの目標となっております。簡単ではございますが全体の説明は以上とさせていただきます。

○一ノ瀬会長

はいありがとうございます。

ただいまの報告について御質問や御意見がございましたらお願いします。

○岡田委員

ありがとうございました。大変よくわかりました。

今言われていた、次世代に繋げていくという視点ですが、茅ヶ崎での自然環境評価調査は、市民がやるということで、すごく良いというような評価をいろいろなところから聞きます。

ですので報告書としてまとめた上で、シンポジウムや市民または市民以外の方にも広くアピールできるような場を設ける予定はありますか。

○事務局

今後、広く市民の方へこの取り組みを繋げる場としては、来年度に入りましてから、こちらの調査結果の報告と活動の取り組みの紹介として、市役所庁舎内で実際の活動写真などの展示会を企画しております。

ただ、岡田委員の御指摘のように、いわゆる報告書のような形で内容を取りまとめて然るべき発表をしたり、関連するような学会への報告というところはまだ検討はしておりませんので、御意見を参考にさせていただきます。

○岡田委員

是非アピールすべきものだと思います。よろしくをお願いします。

○一ノ瀬会長

他にいかがでしょうか。

○萩原委員

報告ありがとうございました。

少し思ったのですが、指標種の中には希少種も多く含まれていると思われま。場所ごとに希少種の種名も詳細に出ているため、報告書を出す際に、盗掘被害など心配な部分もあると思いますが、どこまで詳しく出すかについては検討されておられますか。

○事務局

御指摘のように、県のレッドリストの中で位置付けがあるような種もある程度含まれていますし、結果が出ております。

市ではこの結果を最終的に位置情報として、市の運営している地図情報サイトの「まっぴゅdeちがさき」というところに公開をします。その際に、県のレッドリストに載っている種や、あとはラン科植物のように盗掘被害が昔から続いているような種については一部公開を控えるという形で、位置情報は出さないという対応をしております。

○萩原委員

ありがとうございます。

○一ノ瀬会長

他にいかがでしょうか。

○荒井委員

御説明ありがとうございました。

以前から岡田先生がおっしゃっているように、茅ヶ崎市民の方によるモニタリングは本当に素晴らしい取り組みだと思っています。

以前この審議会の中のお話で調査員を続けてくださる方が少なく、後継者探しが大変とおっしゃっていたと思いますが、今回の調査では調査員が増えているのでしょうか。

○事務局

今回の調査員の数は、前回調査に比べるとかなり増えました。

前回までは概ね第1回から第3回までは60人70人ぐらいの調査員数で推移していましたが、今回については100人を超える方に御参加をいただいております。

ただ、参加人数として増えているところはあるのですが、実際にその100人の方が満遍なく同じ回数で調査に参加されているのではなく、偏りが生じていることや、参加人数が増えたことにより、新たな課題も見えてきています。

今後その人数を増やすことに加えて、参加されている方のスキルアップの機会なども課題になると事務局の方では感じています。

○荒井委員

ありがとうございます。

通常増やすことが結構大変だと思いますが、どういう工夫をすると増えるか教えてくださいいただけますか。

○事務局

前回と比べると、広報の手段をかなり増やしました。

前は、広報紙での募集や、あとはどちらかというと、調査員の方の横の繋がりや調査に入っていただくことが多い傾向だったようです。

今回は通常の広報紙での募集に加えて、ホームページでの告知や、タウンニュースへのアピール、あと各種SNSでの発信を積極的に行いまして、その結果、間口としてはかなり広がった印象を受けております。

○荒井委員

ありがとうございます。

最初の御説明に戻りますが、他自治体や大学などでいろいろと話す機会に、茅ヶ崎さんが自然環境評価調査において大変努力をされているという事をなるべく多くの人にも伝えたいと思っています。

もちろん植物自体とか動植物自体のデータは出せないものもあるとは思いますが、この活動の経緯など、是非いくつか関係学会があると思いますので、そこで報告していただくと全国的にこのような活動が広がって非常に良いと思うので、是非よろしく願いします。

○久保田委員

茅ヶ崎を褒めてもらえ市民としてはすごく嬉しいですね。

聞きそびれてしまったのですが、第1回から第4回目まで、何年毎の調査と仰っていましたか。

○事務局

概ね5年ごとに開催しております。

ただ、第3回と第4回は7年空いてしまったのですが、この7年というのはコロナの影響で空いております。

○久保田委員

第3回と第4回の間がということですね。

そうすると、その後もまた計画的に5年毎にやっていくということですね。

すごく長いスパンで測れるので、貴重な調査結果だと思います。

さっきおっしゃられたように、いろいろな方が見てくださるといいと思います。

茅ヶ崎に行って評価調査の場所に行くのはなかなか難しいことなので、以前調査対象地区を案内していただいた時もすごく良かったので、やはりこれを何とか知らせる手段がもっとあるといいと思いました。

○事務局

ありがとうございます。

○一ノ瀬会長

他にいかがでしょうか。

では、私からも2点あります。1つ目は第3回、第4回との比較がありますが、これは第1回と第2回と通して比較ができないのかというのが1つ目の質問です。

もう1つは、侵略的外来種など外来種の状況についてです。

今日の午前中、講演をしてその質問の中でも出てきたのですが、獣害などネガティブな生物の影響もあると思いますが、そのあたりについてこの調査の枠組みではないにしても、何か把握をされてるかどうかというのを教えてください。

○事務局

1つ目の御質問ですが、全部で4回行っている調査の中で、第3回と第4回の比較を重点的に行った理由としましては、それぞれ第1回、第2回、第3回で調査のやり方や内容が少しずつ変遷をしている部分があるためです。

第1回調査では全市的に調査を行い、その結果、重要度の高い自然環境を有する場所がどこかというのが浮かび上がりました。

第2回におきましては、特に重要な自然環境を有する場所に対しての重点的な調査とということを行いました。

ただ、第2回と第3回調査の間で、調査エリアの細かい地域的な区分が異なるところが多くありまして、第2回はどちらかというとその住所地、字界で地域を分けて調査を行ったところが大きくあります。

自然環境は人間の分けた字界で区分されているわけではないので、より現地の自然環境のまとまりを重視して、第3回で地区を区切り直しました。

その結果、第3回と第4回はほぼ同地域を同じように調査できるという環境が整いましたので、第3回と第4回を比較する形で今回の報告書をまとめております。

2点目の御質問の外来種についてですが、今回は調査の中で特定外来生物や、影響の大きな外来種のチェックを一緒に行う話も出ました。

ただ調査員の方への負担がかなり大きくなる場所もあり、水域調査でナガエツルノゲイトウがいるかないかのチェックに絞った調査結果を取りまとめさせていただいております。

その他の外来種については、断片的な情報は景観みどり課にも寄せられておりますので、今後評価調査とは違った枠組みの中で情報を集める方法というのが必要だというのが、今回の調査員の方からも声として寄せられております。

これについては、今後検討が必要なところとして、報告書の中で触れる予定でおります。

獣害についてですが、こちらは人体に害を及ぼすなどについては、保健所衛生課で実際の罠による、アライグマやクリハラリスの捕獲などの補助を行っていますが、実際にどの地域にどのぐらい生息しているかという情報は集まっておりません。

このことについては、先の特定外来生物の情報収集と併せて、1つの課題として認識しております。

以上です。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。

1点目にしても2点目にしても、もちろん報告書という意味ではこの中で完結するものですので、結構かと思うのですが、これから特にこの先のみどりの基本計画と生物多様性地域戦略の改定を行っていくので、それに向けてという意味では何か情報がある程度整理していただくのが良いと思っています。

例えば今おっしゃられたように第4回目ですが、同じように比較できないということですけど、大きなトレンドとしては押さえられると思います。

ある程度横並びで見られる範囲でトレンドを見ておくということや、やはり外来生物や獣害の問題等も、特に地域戦略の中では外来種の管理ということは記載をしていかないといけないところだと思います。

是非あるデータで整理をいただければと思いました。

他にはいかがですか。

では2番目の議題についても以上とさせていただきます。

それでは議題3 その他について、事務局から説明をお願いします。

議題3 その他

○事務局

事務局より御説明します。

その他の事項につきましては、3件ほどお話があります。

まず1点目は木育ワークショップの結果について御説明します。

お手元にお配りしております資料3-1を御確認ください。

本事業は、木材の再生利用に関する普及啓発のため、子供たちが木材と触れ合う機会を設けることで、将来における木材消費拡大につなげることを目的として、去年の8月15日に実施いたしました。

こちらのイベントの詳細につきましては、神奈川県産の木材を使用し、木の香りや手触りなど五感を使って木を感じながら学ぶことをコンセプトとしており、神奈川県木造木育アドバイザーの佐々木様を講師にお招きしてイベントを実施いたしました。

内容としましては、県内の森林、また木材に関するクイズ形式での学習や、親子で協力しながら木育パズルを作ることで、県内の森林について学ぶことのできる内容であったと考えております。

参加者の皆様の様子としては、講師の方が出題した木育に関するクイズに積極的に答えたり、樹木の種類によって手触りやにおいが違うこと直に体感し、楽しんでいる様子が見られました。

今回のイベントについては大変盛況であったことから、次年度については、今回は約20人程で開催しましたが、開催規模を倍の40名に拡大して実施する予定となっております。

こちらの木育ワークショップの結果についての説明は以上となります。

続きまして資料3-2を御覧ください。

こちらは、令和8年度における森林環境譲与税の活用について予定の報告となります。前回、御報告をした内容と重複しますが、令和8年度茅ヶ崎市で行う森林環境譲与税を財源とした取り組みの主なもので、①から⑧まであります。

①清水谷等重点保全業務委託

こちらは令和5年度から続いております、清水谷の手入れを重点的に行っていく事業の継続になります。

令和8年度は隣接地への越境木や、樹林地の環境改善のための伐採を実施していく予定となっております。

②森林緑地等維持保全業務委託

市が所有、もしくは管理している赤羽根の斜面林の一部や、市民の森の維持管理のための樹木伐採を行うものです。

③森林緑地等維持保全業務委託、ナラ枯れ防除消耗品費

通常の維持管理や、平太夫新田で国から市が占有している地域の森林の維持管理業務に使う委託料や森林管理に必要な消耗品費となっております。

④赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区の森林整備委託

環境改善を主とする伐採を実施予定です。

⑤森林保全安全講習受講料

森林の保安全管理の業務を進めるために、職員が刈払機等の安全衛生講習を受けるための受講料です。

⑥森林木材に関する木育ワークショップ企画運営委託

先ほど最初に御説明した企画がこちらに該当します。

⑦森林育成ボランティア養成講座 講師謝礼

新規事業となります。後程詳しく御説明します。

⑧赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区内用地取得経費

特別緑地保全地区内で買い入れの申し出があった土地の買い入れにかかる費用を記しています。

続きまして、資料の裏面を御覧ください。

こちらは新規事業となります、森林育成ボランティア養成講座についての概要になります。

この講座の目的は、森林管理の担い手不足を解消するため、その育成に取り組み、森林に対する市民意識の向上や自然環境保全に関する知識や技術の継承、森林等の適切な維持管理を目指すものです。

この取り組みについては、森林環境譲与税の主要目的の1つである、森林を保全する人材育成が目的となっております。

またこの取り組みについては、市として必要性を感じていたことに加えまして、市民の方から市民提案という形でこのような取り組みを行ってはどうか、という御意見をいただきました。

そのため事業化について御意見を伺いつつ、調整をして実現の手前まで来ているものとなります。

具体的な受講対象者は市民及び市職員となっております。

これは市民だけではなく、市職員も継続的に森林の育成について学ぶ機会があった方が良いという考えに基づいて、市民及び市職員両方を対象としております。

実施内容としては、座学が1回で、内容として茅ヶ崎市の自然環境についての概要、特徴を市職員から御説明し、実際の生物多様性保全の視点に基づく、森林管理手法と保全活動については、外部講師の方をお招きして学ぶことを想定しています。

2点目として、フィールドワークを重点的に行います。

①から④まで、それぞれのレベルに合わせた内容の検討を進めています。

予定として、座学の開講は夏暑い時期、フィールドワークの開講は暑さが落ち着く秋以降に予定しています。

詳細については、検討中のところが多いので、まだ御説明できない部分もありますが、このような事業を考えております。

報告は以上です。

○環境政策課森課長補佐

それでは引き続き報告3ということで環境政策課より茅ヶ崎市環境基本計画の中間見直しについて御報告します。

資料は3-3になります。

茅ヶ崎市環境基本条例の理念実現に向けて定めております、茅ヶ崎市環境基本計画について、現行計画は令和3年度から12年度までを計画期間として推進しておりますが、中間年度である7年度に見直しを行うこととしていることから、今年度、計画前期の状況や社会情勢を踏まえた見直しを行いましたので御報告をさせていただきます。

それでは資料3-3に基づいて御説明します。

始めに「項番1 計画の基本的事項」と「項番2 主な社会状況の変化」につきましては、資料に記載の通りですので、説明を割愛させていただきます。

「項番3 現行計画の政策評価と分野別の課題」につきましては、各分野におけるこれまでの実績と、現状、環境審議会からの御意見などを踏まえた上で、検討課題を整理して各施策に基づく主な取り組みや指標の見直しを進めて参りました。

「項番4 中間見直しのポイント」ですが、主な見直しのポイントにつきましては、政策指標や施策指標について定点的に観測可能な指標へと見直しを行うとともに、現時点で期末目標を達成しているものや、残り5年で期末目標の達成が難しいものにつきましては、他の施策に注力できるように指標の見直しを行っております。

また、国が掲げる温室効果ガス削減目標が引き上げられていますので、その達成に向け、取り組みの強化を図ることができるよう指標を見直しており、自然共生、資源循環、気候変動、行動変容といった分野の相乗効果を引き出し、環境政策の統合的な推進を図るため、各分野と関連する分野がわかるように計画に記載をしております。

また環境政策の推進は、市民と事業者の協力が不可欠であるため、市民や事業者の行動の目安となるような取り組み例をお示しし、計画の構成も市民や事業者の皆様

わかりやすいものとなるよう工夫をしております。

また、国内外の動向を踏まえましてネイチャーポジティブ、サーキュラーエコノミーといった視点も加えております。

「項番5 温室効果ガス削減目標・脱炭素シナリオ」につきましては、具体的な温室効果ガス削減目標をお示ししているところですが、本計画は法に基づく地球温暖化対策実行計画の区域施策編にも位置付けられており、さらに地域気候変動適応計画を包含した計画という形にしているため、計画では、「政策目標4 気候変動に対応できるまち」の中で取り組みの詳細を記載しております。

「項番6 計画の推進主体」、「項番7 将来像を構成するための目標・取り組み・指標等の考え方」につきましては、資料に記載の通りです。

「項番8 中間見直しに伴う計画の施策体系と施策の方向性」では、政策目標と基本方針施策と施策に基づく主な取り組みのうち、実施強化するものや、新規掲載の取り組みを記載しております。

基本的には、これまで掲げた政策目標や基本方針、施策については継続することになりますが、「政策目標4 気候変動に対応できるまち」の「基本方針7 気候変動緩和策の推進」に基づく施策の見直しや、「政策目標5 環境に配慮した行動を実践するまち」の「基本方針10 環境活動の促進」に基づく施策として、パートナーシップの強化を追加しております。

なお計画本編につきましては、3月中に市ホームページで公表しますので、詳細はそちらの方で改めて御確認いただければと思います。

御説明は以上となります。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。

以上、3点ご報告をいただきましたが、御質問はいかがでしょうか。

○岡田委員

ありがとうございました。

2番目の森林育成ボランティアの養成講座ですが、譲与税の使い方として、とても良いと思っています。

入門、基礎、中級、上級と進んでいくと思いますが、上級までいかれたプロフェッショナルの方が活躍できる場を示すことによって、やりがいを持てる良い講座になると思いますので、是非御検討をお願いします。

○事務局

御意見ありがとうございます。

事務局の方から補足をさせていただきます。

こちらの講座は、御指摘いただいた通りフィールドワークのやり方まで学び、その後

の活躍の場を用意しないと人材が定着しないという、市民の方からの御意見もいただいております。

今回この資料に示しておりますのは、あくまで講座の内容までに留まりますが、この講座の背景には育てた人材を定着させ、活躍していただく場を用意した上でやっていただくという視点が入っており、その後の活躍の場というのを見据えながら、今講座の内容についても検討しているところです。

○岡田委員

是非進めていただけたらと思います。

○一ノ瀬会長

関連して私からも質問です。

養成講座のフィールドワークを教える講師はどういう方がされますでしょうか。

○事務局

事務局で検討している最中ではありますが、先行事例をいろいろ調査しています。

例えば、横浜市の方でこのようなフィールドワークの講座をよく開講されておりますので、そういったところで講師の方をどのようにお願いしているかなどを確認しております。

また、フィールドワークを学ぶことに特化している団体の方や、地元の自然に詳しい地元で活動されている環境保全団体の中におられる方などをお願いすることを視野に入れていくところです。

○一ノ瀬会長

はいわかりました。

通常だと多分森林組合などが教えることもされていますし、御専門だと思いますが、残念ながら茅ヶ崎には森林組合がありませんので、そういうわけにはいきません。

ジャストアイデアですが、地元の造園業者さんを是非講師の候補として考えていただくと思いいます。

やはり地元のことを知っているというのはもちろんですが、その後いろいろな形で連携するためにも、遠くから講師が来るというよりは、知識とは違うのかもしれませんが、実技という意味では多分ある程度細い木の伐倒までされると思うので、地元の造園業者さんとうまくコラボレーションができるととても良いと思いました。

他にいかがでしょうか。

○久保田委員

お聞きしても良いでしょうか。

この森林体験の森林というのは茅ヶ崎市内のことですか。

○事務局

はい。おっしゃるように、茅ヶ崎市内にある森林を想定しております。

○久保田委員

わかりました。あまり茅ヶ崎市に森林があるというイメージがなかったのですが、木はあると思うのでそういう所でやられるということですね。

○事務局

はい。

○一ノ瀬会長

他いかがでしょうか。

私から環境基本計画に関連して伺いたいと思います。

これは見直しがもう終わりまとまったということかと思いますが、参考までに教えていただきたいことがあります。

背景のところでは循環型社会づくりとか廃棄物ゼロということを国としては一応言っていて、近隣の自治体という意味では、鎌倉市はもう廃棄物をゼロにするというチャレンジを今まさにやっているとあります。

その辺りのごみに関しては、茅ヶ崎市はどういう状況で、今回どのぐらいまで踏み込んでいらっしゃるのかというのを答えられる範囲で教えていただければと思います。

○環境政策課森課長補佐

環境基本計画で言いますと、政策目標3のところですね。

そこで資源循環型のまちづくりということで、ごみに関する目標などを掲げております。

詳細な目標値などは、環境基本計画とは別に、一般廃棄物処理基本計画というものがありまして、そちらの方にいろいろと目標値を設定しています。

数字は今すぐには出てきませんが、茅ヶ崎市でも最終的には最終処分率ゼロを目指し、再資源化を進めていくということと、プラ新法の関係で、プラスチック製品の分別なども今後数年後にスタートしていくような形になりますので、そういったところで適正排出、適正分別を徹底していく取り組みを進め、ごみを減量化していく取り組みや目標を掲げております。

以上です。

○一ノ瀬会長

なるほど。

水平リサイクルということですね。

実は私のキャンパスも最近水平リサイクルでプラスチックペットボトルの「ペットtoペット」を始めたところです。

是非そういった辺りは民間事業者さんとコラボしていただくのも良いと思います。

いかがでしょうか。

○岡本委員

木の伐採について伺います。清水谷と市民の森の伐採の計画がありますが、越境木、それからナラ枯れ等の危険木という心配もあります。

常緑樹ですと、下草の環境が大分悪化していますが、それらの伐採の計画は今年度はないのでしょうか。

○事務局

常緑樹に関して、資料3-2②の市民の森と赤羽根の斜面林については、公園緑地課で伐採の計画を立案しますので、今この場でお答えしかねるのですが、清水谷について、令和8年度の伐採においては、常緑樹も含んで伐採を行う予定です。

といいますのも、岡本委員がおっしゃられたように、常緑樹の足元の部分が暗くなってしまって、そこに本来育つはずだった里山の植物が育たない環境が常態化しているというのが清水谷でも顕著に見られます。

これについては景観みどり課でも問題があると認識しておりますので、通行される方や、近隣の住民の方にまず危害を与えるような木を放置することはできませんし、それに加えて環境を改善するための伐採も併せて行っていく予定です。

○一ノ瀬会長

他にはいかがでしょうか。

それでは、議題3 その他については以上としたいと思います。

議題としては以上になりますが、最後に何か事務局からありますか。

○事務局

お時間をいただきまして意見等ありがとうございました。

1点事務連絡があります。

来年度の審議会につきましては、概ね3回を予定しております。

次回の審議会につきましては、令和8年7月ごろの開催を予定しております。

日程につきましては改めて委員の皆様と調整の上、御連絡いたします。

議題につきましては現在のところ、

- ・みどりの基本計画 令和7年度事業の進捗報告
- ・期末評価（基本方針1）案について
- ・市民アンケートの案について

等を予定しております。

なお、先ほど、みどりの基本計画の期末評価に係るスケジュールにおいて、予定をお示しさせていただいたところですが、進捗によっては必要に応じて追加の開催も予定しております。

事務局からは以上です。

○一ノ瀬会長

はい。ありがとうございます。

今お話があったように、令和8年度第1回審議会は、年度が変わって7月ごろ開催と
いうことですので、また日程調整等よろしくお願いします。

以上をもちまして令和7年度第2回茅ヶ崎市みどり審議会を終了します。

委員の皆様どうもありがとうございました。

以上